

「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」の データの平常時からの公表について

令和元年5月29日
原子力規制庁

1. 経緯

(略)

2. 整理内容

(1) 測定値が測定範囲外の場合の表示

メーカーが精度を保証している測定範囲の上限を超過した場合は、「>上限の具体的な値」と表示する。また、緊急時に比較的高い空間線量率を測定するためのモニタリングポスト等については、測定範囲の下限未満の測定値の表示を、「<下限の具体的な値」とする。

(2) 測定値の表示桁

本システムは、緊急時に空間線量率を公表するほか、平常時に施設周辺を監視するためのモニタリングポスト等や福島の実タイム線量測定システムの測定値も併せて表示している。これらについては、既に原子力規制庁や地方公共団体のホームページ等で、 $\mu\text{Sv/h}$ 単位で概ね小数点以下3桁程度の測定値が表示・公表され、社会的に受け入れられている。

本システムに表示される測定値は、機器ごとに特性が異なることから、全ての測定値について $\mu\text{Sv/h}$ 単位で小数点以下3桁までの精度が保証されているわけではないが、公表の際のわかりやすさを優先し、本システムにおいても $\mu\text{Sv/h}$ 単位で小数点以下3桁までを表示することとする。

なお、緊急時に高い空間線量率となった場合にも対応できるよう、システム上は $100,000\mu\text{Sv/h}$ (=100 mSv/h) まで表示可能なものとする。

(3) その他

モニタリングポスト等には、①空気吸収線量率(基本単位が Gy/h)を測定するものと②周辺線量当量率(基本単位が Sv/h)を測定するものがある。システムにおける測定値の表示では $1[\text{Gy/h}]=1[\text{Sv/h}]$ として、 $\mu\text{Sv/h}$ に統一す

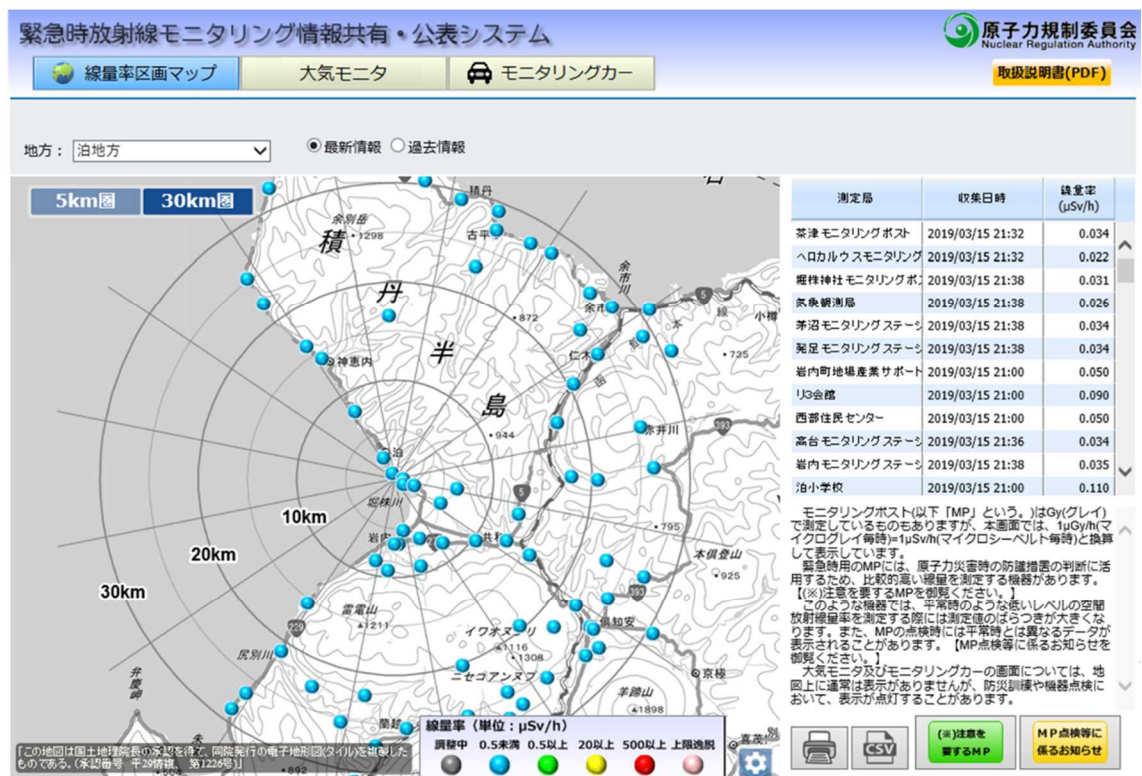
るが、個々のモニタリングポスト等が①と②のどちらであるかがわかるようにする。

3. 今後の対応

上記の改修には費用と期間を要することから、現行システムによる測定値の平常時の公表は行わない。現在設計開発中で令和2年10月を目途に運用を開始する予定の次期システムにおいて、整理内容を反映し、平常時より測定値を公表することとする。

<参考> 現行システムの画面

(平成30年度第67回原子力規制委員会資料3より)



原子力規制委員会 〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 電話番号: 03-5114-2190

Copyright© Nuclear Regulation Authority.